

## 合併浄化槽処理水の町管理道路側溝への放流許可基準

### 1 合併浄化槽処理水の町管理道路及び町道側溝への放流の許可を受ける前提条件

#### (1) 対象地域

下水道法第4条第1項の認可を受けた地域以外であって、道路側溝以外に普通河川等の流末を形成する施設がない地域であること。

#### (2) 対象浄化槽

原則個人住宅に設置される浄化槽のうち、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第1項の規定による構造基準に適合する浄化槽であって、し尿と雑排水（工場排水その他特殊な排水を除く）を併せて処理し生物化学的酸素要求量（以下BODという。）除去率90%以上、放流水のBOD日間平均値1リットルにつき20mg以下の機能を有するもの〔（財）日本建築センターの認定書（写し）により確認する。〕とすること。

#### (3) 浄化槽機能の確保

設置される浄化槽は、その使用が廃止されるまでの間、関係法令の定めるところにより、適正に維持管理されるものであることとする。

#### (4) 対象側溝等

側溝の有効断面が300mm×300mm以上で、流末の確保が可能な側溝であり、かつ側溝断面に余裕があると認められるものとする。

なお、合併浄化槽からの道路側溝への取付感は、口径100mm以下のものとする。  
〔当然、関係法令に適合し、道路管理上支障のない構造のものに限る。〕

### 2 道路法条の取り扱い

(1) 合併処理浄化槽処理水の放流のための道路側溝への取付管は、道路法第32条第1項第2号（水管類）該当物件として取り扱い、占用数量は長さとする。

(2) 上記取付管に係る道路占用料については、横浜町道路占用料等徴収条例第4条第5項に準ずるもの（横浜町道路占用料の減免に係る占用物件を定める規則第12号）として、全額免除とする。

(3) 占用の期間は10年間とすること。〔更新を受ける場合は、その都度申請を行うこと。〕

(4) 許可書の発行は、申請書の提出から概ね1週間とするが、書類に不備がある申請等については、その限りではない。

### 3 道路占用許可事務に際しての留意事項

#### (1) 新規申請時

(ア) 放流水の取付管に係る新規占用許可に際しては、通常の占用許可申請の際に必要な申請書類（道路（法定外公共物）占用許可申請書）、工事施工遵守事項、位置図・案内図、公図、現場平面図、復旧図、道路使用許可証（工事を行う場合）のほか、以下の書類を添付し、正副2部提出すること。

・浄化槽法第13条の規定による国土交通大臣の認定を受けた浄化槽であることを証する、認定証（写し）

(イ) 放流水の取付管に係る占用許可は、浄化槽法第5条第1項又は建築基準法第6条第1項の規定に基づく浄化槽設置届出書又は浄化槽明細書が、保健所において受理されたことが確認されたときから効力を発生することとし、何らかの理由により浄化槽設置が不可能になった場合は、占用許可を取り消す。

(ウ) 占用許可に際しては、特に以下の条件を付する。

- ・ 占有者は、放流水の水質が常に正常に保たれるよう務めること。
- ・ 占有者は、放流水に起因する臭気等により、近隣との紛争を生じた場合は、占有者の責任において解決すること。
- ・ 道路側溝からの逆流水による浄化槽の被害及び堆積物による側溝機能不全を原因として生じた浄化槽の損害等については、占有者は、道路管理者に対し、損害賠償等の請求は一切行わないこと。
- ・ 道路改築等に伴い、取付管を撤去又は付け替える必要が生じたときは、占有者の負担において対応すること。
- ・ 取付工事にあたって、道路の掘削等を行った場合は、現状に復旧すること。
- ・ その他町長が必要と認めた事項

#### (2) 更新許可申請時

許可の更新にあたっては、通常の占用許可更新申請の際に必要な書類のほか、以下の書類を添付し、正副2部提出すること。

(ア) 浄化槽法第11条の規定に基づく検査結果書の写し（判定結果が「適正」であるものに限る）を添付すること。（判定結果が「おおむね適正」の場合は、凍害検査結果の写しにあわせて、水質に関する指導に基づき、必要な措置を講じたことを確認した保険所長の文書を添付すること。

#### 4 その他

本許可を受けた浄化槽に関し、水質の確保に関して必要が生じた場合は、横浜町長より、当該箇所を管轄する保険所長に対して、浄化槽設置者への指導を依頼する。